

令和4年7月5日

申請者（事業者）の皆様

北九州市建築都市局指導部

建築指導課長 彌榮 高広

長期優良住宅認定制度における着工前申請の徹底について（注意喚起）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項の認定申請においては、工事着工前に申請をすることが法令の要件となっています。

そのため、工事着工後の申請が判明した場合は、認定することはできません。
また、既に認定済の物件であっても、法の要件に違反した申請に対しては、遡って認定を取り消します。

令和4年2月に、本市が認定した物件において、法令の要件に違反した申請であることが判明した16件の認定を取り消しています。

長期優良住宅の認定取消が行われた場合、建築主に不利益が生じますので、事業者の皆様は法令順守を徹底してください。

なお、本市では、申請時に着工済みでないかを確認するため、抜き打ちで現地確認を行います。